

## 特定空家等対策 進捗

資料3

令和元年度第1回東村山市空家等対策協議会及び令和2年度第1回同協議会で委員にご意見をいただいた空き家の対応進捗について、下記の通り報告します。

通番	協議会	認定時特徴	所有者等	特定空家認定	指導	勧告	現状	今後の予定
①	R1第1回	屋根瓦破損、2階窓開放	家屋：不明 土地：財務省	R1.8.29			土地所有者による改善を要求継続。 家屋の相続人を探索	家屋相続人への交渉
②	R1第1回	巨木、ブロック塀傾斜	家屋：不存在 土地：同様				<b>所有者不存在が確定</b> （3人全員放棄）	<b>財産管理制度の活用検討</b>
③	R2第1回（書面）	屋根瓦隣家車破損	家屋：不存在 土地：同様				<b>所有者不存在が確定</b> （12人全員放棄）	<b>財産管理制度の活用検討</b>
④	R2第1回（書面）	外壁、アンテナ破損 所有者無反応	家屋：1人 土地：同様	R2.7.13	R2.8.24	R2.10.2	R2.12.4までを期限として勧告中。 関係者から改善の見積もり取る意思表示有り。	1月1日を超えると住宅用地特例の除外※
⑤	R2第1回（書面）	火事跡、雨樋等破損 所有者無反応	家屋：2人 土地：同様	R2.7.13	R2.8.24	R2.10.2	R2.12.4までを期限として勧告中	1月1日を超えると住宅用地特例の除外※
⑥	R2第1回（書面）	家屋を覆う繁茂 所有者無反応	家屋：1人 土地：同様	R2.7.21	R2.8.24	—	指導後、改善する旨連絡あり。 R2.9.24改善を確認。 <b>特定空家等認定を解除。</b>	老朽化等が進めば再度認定
⑦	R2第1回（書面）	老朽化大、繁茂、動物 所有者無反応	家屋：3人 土地：同様	R2.7.13	R2.8.24	R2.10.2	R2.12.4までを期限として勧告中	1月1日を超えると住宅用地特例の除外※
⑧	R2第1回（書面）	老朽化、2階窓開放 所有者無反応	家屋：2人 土地：同様	R2.7.21	R2.8.24	R2.10.2	R2.12.4までを期限として勧告中	1月1日を超えると住宅用地特例の除外※

※空家法第14条第2項に基づき、市町村長が当該「特定空家等」の所有者等に対して除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2第1項等の規定に基づき、当該「特定空家等」に係る敷地について、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外される。結果、次年度の固定資産税は最大6倍、都市計画税も連動して増加する。